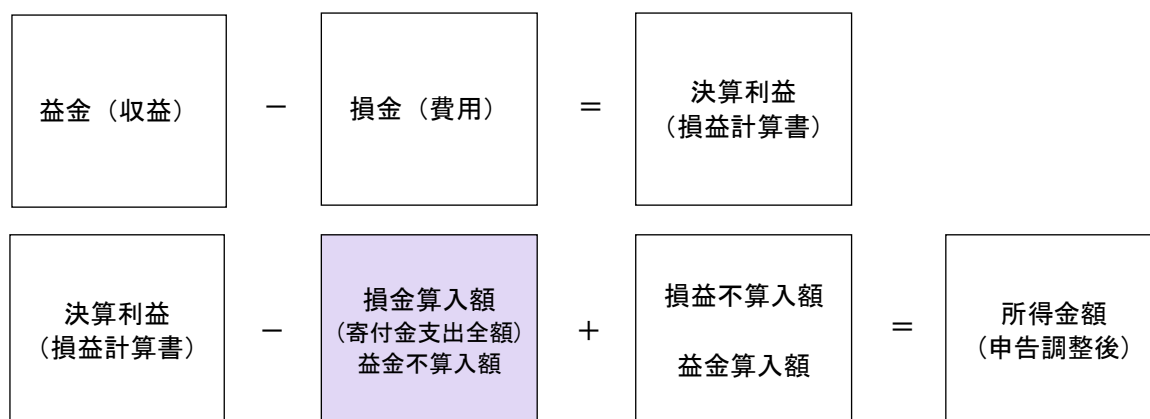


受配者指定寄付金制度のご案内

受配者指定寄付金制度は、私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団（以下私学事業団）を通じて、寄付者（企業等法人）の指定した学校法人へ寄付していただく制度です。この制度により、寄付者は税制上の優遇措置（寄付金全額の損金算入）が受けられます。

【税制上の優遇措置】

この寄付金は、企業等法人が寄付金を支出した事業年度において、所得金額の計算上全額損金に算入することができます。なお、確定申告の際にこの手続きを受けるためには、私学事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。



【手続きの流れ】

1. 日本赤十字看護大学企画課寄付金担当（TEL 03-3409-0681）まで連絡の後、以下の書類を「日本赤十字看護大学企画課寄付金担当」あてにご提出ください。
 - ①日本赤十字看護大学サポーター募金「寄付申込書」
 - ②私学事業団「寄付申込書（様式1-1）」
https://www.shigaku.go.jp/s_kihu_yousiki.htm からダウンロードできます。
2. 下記口座へ寄付金をお振込みください。
振込口座：三菱UFJ銀行 渋谷中央支店（普） 1168784
口座名：日本赤十字看護大学
3. 「寄付申込書①②」と「寄付金入金」の確認ができましたら、本学から「預り証」をお送りいたします。
4. 本学から私学事業団に寄付金を送金いたします。
（貴社からの寄付金ご入金日から私学事業団への送金までには、約2週間程かかります。）
5. 私学事業団への送金が完了すると、「寄付金受領書」が本学に送られてきますので、到着次第、貴社へお送りいたします。
（「寄付金受領書」が貴社に到着するまでには、通常、ご入金から1ヶ月から2ヶ月を要しますので、何卒ご了承ください。）

【留意事項】

1. 各事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものと扱われます。
2. 寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日となります。
3. 支払予定日から決算日までの期間が1ヶ月以下となる場合、「日本赤十字看護大学企画課寄付金担当」までご相談ください。
4. 法人税を納付されていない法人については、「受配者指定寄付金」の対象になりませんので、「特定公益増進法人に対する寄付金」の手続きをお願いいたします。